

石岡市地域防災計画(第10編 原子力災害対策編)

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 各種資料の収集・整備及び調査研究

1 各種資料の収集・整備及び調査研究-----【石岡市(総務部)】

市は住民への防護措置の必要性を判断するための資料等防災対策上必要な各種資料の収集・整備に努めるとともに、茨城県が行う防災対策のための調査研究結果の提供を受け、発災時の対応又は防災教育に資するものとする。

第1章 災害予防計画

第2節 情報伝達・住民広報体制の確立

1 情報伝達・住民広報の手段の整備

(1) 関係機関間の情報連携の確立-----【石岡市(各部), 防災関係機関】

市は、発災時における情報収集に関して、県からの情報を収集・整理し、住民へ伝達する体制を整えると同時に、市消防本部等防災機関と連携して、要請があった場合、速やかに緊急応援体制に入れるよう努めるものとする。

(2) 茨城県の「原子力防災情報ネットワーク」への参加-----【石岡市(総務部)】

市は、茨城県の整備する原子力防災情報ネットワークの「住民広報用サーバー」にアクセスして情報を入手する。

(3) 防災無線を通じた情報伝達体制の整備-----【石岡市(総務部)】

市は、市の防災行政無線の整備を通じて、住民に対する情報伝達体制の整備に努める。

2 住民広報の体制

市は、県及び災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

(1) 広報文例の作成-----【石岡市(総務部)】

市は、茨城県地域防災計画を参照の上、関係機関や学術研究者と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

ア 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。

イ 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。

ウ 事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況等の情報を伝達する場合には、テレビ等で生中継ができるよう必ず地図を用いる。

(2) 外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制の整備-----【石岡市(総務部)】

ア 市は、原子力の専門家、社会学者、報道機関等と十分に協議しておく。

イ 茨城県災害対策本部に寄せられる問合せのうち技術的事項の解説等については、支援・研修センターで対応できるよう、相互に転送が行える機能を整備する。

3 住民広報を重点的に実施する範囲

市は、茨城県地域防災計画における原子力災害に関する「住民広報を重点的に実施する範囲」とはなっていないが、原子力災害の持つ社会的影響の大きさをかんがみ、茨城県地域防災計画に準じた広報体制を整備するよう努めるものとする。

第1章 災害予防計画

第3節 緊急時モニタリング体制の整備

1 平常時からの監視の実施-----【茨城県】

原子力施設に対する平常時からのモニタリングは、茨城県の事務として行われている。茨城県地域防災計画を参照のこと。

2 緊急時モニタリング体制の確立-----【石岡市(総務部), 茨城県】

原子力事故の発生時における緊急時モニタリング体制に関しては、茨城県地域防災計画にあるとおりであるが、発災時には、事故の規模等を考慮して市独自にモニタリングを行うことも考慮する。

3 緊急時モニタリングマニュアル等の整備-----【石岡市(総務部)】

市は、発災時に市独自でモニタリングを行う場合に備えて、茨城県の作成する緊急時モニタリングマニュアルを入手し、内容を習熟するものとする。

4 モニタリング設備・機器の整備-----【石岡市(総務部)】

市は、モニタリングに必要な設備・機器の入手及び習熟に努めるものとする。

5 環境放射線に係る情報伝達ネットワークの整備等-----【石岡市(総務部), 茨城県】

県は、国や原子力事業者との間で、平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(以下「SPEEDI ネットワークシステム」という。)を構築している。市においては、発災時に SPEEDI ネットワークシステムの情報を利用できるよう、予め体制の整備を講じるものとする。

第1章 災害予防計画

第4節 避難計画等の整備

1 避難計画等の基本形

「茨城県地域防災計画」においては、特に原子力施設に近い地域における避難計画等の整備を推進するよう定められている。市は、原子力施設から比較的遠隔の地にあるが、万一の事態に備えて原子力災害時の避難計画等を整備するよう努める。その際、原子力施設と市との位置関係や、季節・時刻による風向の違い等を十分に考慮する。

また、原子力災害は、他の災害と比較して、被害範囲の全住民が避難対象となる等、発災時には多くの避難者が発生することが考えられる。

したがって、市においても避難者の受け入れ体制を含む計画を立案することが望ましい。

(1) 避難計画等の基本形

ア 避難所の設定

市は、原子力災害発生後の放射能等拡散の危険性を予め想定した上で、必要に応じて各地区・集落毎に避難所を設定するよう努める。

イ 避難計画等の基本形及び交通規制等の計画

避難及びコンクリート屋内退避のための「避難計画等の基本型」を方位毎に定めるとともに、それぞれについて、避難者搬送を含めた緊急輸送道路、一般車両誘導経路、交通規制、警備体制、広報体制及び要員配置等を定める。

(2) 避難計画の基本型を作成する際の留意点

ア 世帯、会社、学校等ごとに避難所等を定める際、住民等の混乱を防ぐため、可能な限り複数にならないよう単純化する。

イ 歩行が困難な高齢者、肢体不自由者や視覚障がい者などの避難行動要支援者について、その人数等を予め把握するとともに、病院、社会福祉施設等の管理者や自主防災組織等と予め協議を行い、これらを含めた避難計画も作成しておく。

2 施設・体制の整備-----【石岡市(総務部, 都市建設部, 教育委員会), 茨城県】

(1) 市は、学校等における避難・屋内退避が円滑に実施されるよう、教育委員会及び学校等と通報連絡、避難誘導體制について予め協議し、体制を整備しておくものとする。

(2) 市は、県との協力の上で、発災時における避難行動要支援者の避難に関する体制を整備するものとする。

第1章 災害予防計画

第5節 防災関係機材の整備

1 防災関係機材の整備-----【防災関係機関】

防災関係機関は、救急救助を含め防災対策を円滑に実施するために必要な測定機器、車両等関係資機材を整備し、維持に努める。

また、県は、関係機関と連携し、資機材の調達、搬送体制の整備を図る。

第1章 災害予防計画

第6節 緊急被ばく医療体制の確立

1 緊急被ばく医療体制の整備-----【茨城県, 医療関連機関】

医療機関は、県の推進する緊急被ばく医療体制の整備に協力するものとする。

2 関係機関の協力の確保-----【医療関連機関】

- (1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力するものとする。
- (2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入に関して協力するものとする。

3 原子力事業所における緊急被ばく医療体制の整備促進-----【原子力事業所】

原子力事業所における緊急被ばく医療体制の整備に関しては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

4 緊急被ばく医療ネットワーク化の促進-----【茨城県, 医療関連機関】

市内における緊急被ばく患者受入可能な医療機関は、茨城県の推進する緊急被ばく医療に関するネットワーク化に協力するものとし、これによる情報交換及び研究協力等を通して緊急被ばく医療体制の充実に努める。

5 情報提供システムの充実・活用-----【茨城県, 医療関連機関】

市内における被ばく医療が可能な医療機関は、県の推進する広域災害・救急医療情報システムの積極的な活用を図り、発災時の応急体制の構築に資するものとする。

6 ヨウ素剤の投与体制の確立-----【石岡市(保健福祉部)】

市は、緊急の事態に備えて、放射線被ばくの低減に効果があるとされる安定ヨウ素剤の供給体制について検討するものとする。

7 救命の優先等-----【医療関連機関】

緊急被ばく医療活動に当たっては、被ばく又は傷病のいずれであっても救命を優先する。

第1章 災害予防計画

第7節 教育及び訓練

1 防災業務関係者等の研修-----【石岡市(総務部), 防災関係機関】

市をはじめとする防災関係機関は、原子力災害対策に従事する防災業務関係者を指定し、その者に対して、業務内容に応じた知識を習得させるため、次に掲げる事項等について研修計画を作成し、体系的に実施するものとする。

また、防災関係機関は、関係管理職員が必要な知識を習得するため、県の行う研修に参加するよう努める。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- (6) 原子力災害時の広報に関する知識
- (7) 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- (8) 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識
- (9) オフサイトセンター、支援・研修センター及び茨城県災害対策本部等の設備の操作等に関する知識
- (10) 放射線の防護に関する知識
- (11) 放射線被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識
- (12) 原子力災害時に茨城県等が講じる防災対策の内容、その意味
- (13) 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項（避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- (14) 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- (15) ヨウ素剤の効果、副作用

2 防災業務関係者の訓練-----【防災関係機関】

防災関係機関等は、防災業務関係者が原子力災害時に実際に応急対策活動を迅速かつ確実に行うことができるよう、関係機関と協議のうえ原子力防災訓練実施計画を作成し、次に掲げる事項等について、業務を習熟させるために、訓練を実施するよう努める。

- (1) 通信連絡訓練
- (2) 緊急時環境放射線モニタリング訓練

- (3) 交通規制，緊急被ばく医療，飲食物摂取制限等の訓練
- (4) 災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練
- (5) 事故を終息させるための活動訓練
- (6) 関係住民に対する広報訓練（避難行動要支援者対応訓練も含む）
- (7) 避難・屋内退避等の訓練（避難行動要支援者対応訓練も含む）
- (8) 国が派遣する専門家及び原子力事業所が派遣する技術者を含めた防災関係者の動員訓練

3 住民参加型の原子力総合防災訓練の実施-----【石岡市(総務部), 防災関係機関】

- (1) 市等防災関係機関は，前記2に掲げる事項について，原子力災害時における原子力業務関係者の総合的な対応能力の向上とともに，住民に原子力災害時にとるべき行動や留意点等について，実際に体験し身体で理解してもらうなど原子力防災に関する知識の普及と意識の向上を図るため，関係機関と内容，時期等を協議の上，共同で住民参加型の原子力総合防災訓練を実施するものとする。
- (2) 市等防災関係機関は，実際に住民の避難・屋内退避等の防護措置が必要となるような具体的な事故を想定した訓練を実施するよう努めるとともに，避難者を受入れる必要が生じた場合の対応についても，住民に周知するよう努める。
- (3) 市等防災関係機関は，第三者機関の活用も含め，訓練実施後にその評価を共同で行い，必要に応じて，それぞれの機関の防災計画の修正，体制の改善等を図るものとする。

4 自主防災組織の活用-----【石岡市(総務部), 自主防災組織】

市は，原子力災害発生時の対応に関して，既存の自主防災組織に対応マニュアルを配布するなど，その活用に努める。

第1章 災害予防計画

第8節 住民に対する防災知識の普及

1 住民に対する防災知識の普及-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

市及び市消防本部は、原子力災害に対する市民の基礎知識及び防災意識の向上に資するため、茨城県や原子力事業者等の作成したパンフレット等を関係施設に設置する等の広報活動を実施する。

第1章 災害予防計画

第9節 避難行動要支援者への対応

1 避難行動要支援者に対する防災体制の整備

-----【石岡市(総務部, 保健福祉部), 社会福祉施設管理者】

- (1) 社会福祉施設等管理者は、防災組織を整え、職員の動員、避難誘導體制の整備に努めるとともに、他の社会福祉施設との応援協定の締結、地域の自主防災組織、ボランティア組織等との協力体制の整備及び充実に努める。
- (2) 市は、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム及びボランティア組織等との連携により、高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者の避難誘導、支援等及び安全確保に係る協力体制の整備に努めるとともに、災害時の社会福祉施設入所者の避難先を予め決定し、必要な設備を確保する。また、避難行動要支援者の所在について把握するとともに、パンフレット、ハンドブック等を作成するなどして避難場所等の周知徹底を図る。

2 避難行動要支援者に配慮した情報伝達体制の確立-----【石岡市(総務部, 保健福祉部)】

- (1) 市は、原子力災害発生時には、外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制を整備するとともに、非常時における外国人の情報収集手段に関して、予め広報することとする。
- (2) 市は、避難行動要支援者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報装置（日常生活用具給付種目の一つ）の給付促進、一斉同報システムや市防災行政無線の戸別受信機の整備に努める。特に、聴覚障がい者に対しては、FAX式又は文字表示式の戸別受信機を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備に努める。

3 防災知識の普及-----【石岡市(総務部)】

市は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、非常時における視聴覚障がい者、外国人等の避難行動要支援者に対する対応を十分に周知するよう努める。

石岡市地域防災計画(第10編 原子力災害対策編)

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 事故発生時における連絡及び初期活動

1 事故発生時の通報連絡-----【石岡市(総務部), 茨城県, 原子力事業者】

原子力施設による事故が発生した場合、原子力事業者は茨城県に対して以下の事項を報告する。市は、茨城県からの通報を受けて、必要な体制を検討するものとする。詳細は、茨城県地域防災計画を参照のこと。

- (1) 原子力事業所の名称及び場所
- (2) 事故の発生箇所
- (3) 事故の発生時刻
- (4) 事故の種類
- (5) 検出された放射線量の状況、検出された放射線物質の状況又は主な施設・設備の状況等
- (6) その他事故の把握に参考となる情報

2 事故発生時の広報-----【石岡市(総務部), 原子力事業者】

- (1) 原子力事業者は、上記1の通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報を実施する。
- (2) 市は、上記(1)の通報の内容について、又、予め作成した広報文例に従い住民がとるべき当面の行動の指針について、市民に対し速やかに広報を実施する。

3 石岡市の活動体制

市は、茨城県等から原子力災害発生時の連絡を受けたときは、速やかに情報収集体制に入ると同時に、災害の規模等に応じて、速やかに援助体制に入ることができるよう、体制を整備する。

また、同時に市民に対する広報を実施し、民心の安定を図るよう努めるものとする。

(1) 職員の招集体制区分の基準及び内容-----【石岡市(総務部)】

職員配備の決定基準は、原子力災害の状況等により次のとおり定める。

表 10-2-1-1 活動体制区分

体制区分	基 準	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	原子力災害により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、又はその他の状況により総務部長が必要と認めた場合。	災害対策連絡会議を招集する。
非常体制	原子力災害により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合。	災害対策本部を設置する。

各体制の配備人員については、第2編震災対策編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(2) 職員の招集体制の決定

〈警戒体制〉

原子力災害情報、被害情報等に基づく市消防長の報告をもとに、総務部長が職員の招集体制区分の決定基準に基づき決定する。ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部次長が代行する。

また、総務部次長が不在かつ連絡不能の場合は、防災危機管理課長が代行する。

〈非常体制〉

市消防長の報告をもとに、市長が状況を判断し、決定する。ただし、緊急を要し、市長が不在かつ連絡不能の場合は、副市長が代行する。

また、副市長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部長が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

表 10-2-2-2 各体制の決定者

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	総務部長	総務部次長	防災危機管理課長
非常体制	市長	副市長	総務部長

(3) 職員の招集

第2編震災対策編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等-----【石岡市(総務部)】

〈災害対策連絡会議設置基準〉

- ア 原子力災害により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合
- イ その他総務部長が必要と認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ア 原子力災害により、多数の死傷者が発生した場合
- イ その他市長が必要と認めた場合

〈招集体制区分との対応〉

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と招集体制区分との対応は第2編震災対策編第2章第1節第1の1「職員の招集体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置-----【災害対策本部】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

(6) 災害対策本部等の組織, 設置の決定及び本部の設置等-----【石岡市(各部)】

第2編震災対策編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

4 初期活動

(1) 現地情報の収集-----【石岡市(総務部)】

市は、原子力事故が発生した旨の情報を得た場合、茨城県の整備する災害情報システム等を活用して、被災状況の収集に努める。

(2) 気象情報の収集-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

原子力災害が発生した場合、発生時の風向等によっては本市域も被災する可能性がある。このため、市は、市消防本部と協力して、原子力事故が発生した旨の情報を得た場合、速やかに風向等気象情報を収集・分析するものとする。

(3) 広報-----【石岡市(総務部), 茨城県】

市は、県と連携し、事故の状況、住民がとるべき行動の指針等について、市民に対し定期的に広報を行う。その際、市長は、予め定める住民広報専任者に広報を担当させるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第2節 特定事象発生時における連絡

1 通報の種類

特定事象(原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象)発生時の通報連絡は、次の2つにより行われる。

(1) 原子力事業所において事故が発生した場合

原子力事業所において特定事象が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者が茨城県知事、所在・関係周辺・近隣市町村長、茨城県警察本部、消防機関、支援・研修センター、官邸(内閣官房)、安全規制担当省及び内閣府等に通報する。

(2) 放射線監視において異常が検知された場合

県が設置する固定観測局において特定事象発生時の通報を行うべき数値を発見した場合、県環境監視センター長が茨城県知事に報告する。

第2章 災害応急対策計画

第3節 原子力災害対策本部の設置

1 茨城県原子力災害対策本部の設置基準-----【石岡市(総務部), 茨城県】

県知事は, 茨城県地域防災計画に記してある基準により, 茨城県原子力災害対策本部を設置する。
市は, 県が原子力災害対策本部を設置した場合の職員の招集区分体制等を, 予め取り決めておくよう努めるものとする。

2 茨城県原子力災害対策本部の組織及び所掌事務-----【茨城県】

茨城県原子力災害対策本部の組織及び所掌事務については, 茨城県地域防災計画を参照のこと。

3 関係機関との連携-----【石岡市(総務部), 茨城県】

市は, 茨城県地域防災計画(原子力災害対策編)で規定される関係市町村ではないが, 茨城県原子力災害対策本部が設置された場合は, 茨城県及び市消防本部等消防関係機関, 隣接市町村との連絡を密にし, 緊急の事態に対応できるよう体制を整備するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第4節 緊急時モニタリング

1 緊急時モニタリングの体制

(1) 緊急モニタリングセンターの設置-----【石岡市(総務部), 茨城県】

茨城県原子力災害対策本部の本部長(県知事)は、事故発生事業所からの事故情報、県及び事業所等の実施した初期モニタリングの結果等に基づき、応急対策の実施に必要な放射線及び放射性物質の測定調査を一元的かつ総合的に実施するため、緊急モニタリングセンターを設置する。

市は、発災時に、茨城県原子力災害対策本部から緊急時モニタリングの実施について協力を求められた場合は、その実施に関して協力するものとする。そのためには、予め緊急時モニタリングの実施に関する体制を整えておくことが望ましい。

(2) 緊急モニタリングセンターの役割及び組織と業務-----【茨城県】

茨城県原子力災害対策本部の設置する緊急モニタリングセンターの役割及び組織と業務に関しては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

2 緊急時モニタリングの実施-----【茨城県】

緊急時モニタリングは、初期段階モニタリング、第1段階モニタリング、第2段階モニタリングから構成され、事故の状況に応じて、次の項目に関して実施される。

なお、緊急時モニタリングの詳細に関しては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

(1) 初期モニタリング

初期モニタリングは、原子力事故発生直後から開始し、事業所周辺の環境放射線の状況を迅速に把握する。

ア 測定項目

- (ア) 空間放射線量率の地域分布及び最大線量率の出現地点
- (イ) 大気中放射性ヨウ素濃度の地域分布及び最大濃度の出現地点
- (ウ) 必要に応じて、その他の放射性物質(ウラン、プルトニウム等)の大気中濃度の地域分布及び最大出現地点
- (エ) 住民が屋外にいる場合に受けると予想される被ばく線量(以下「予測線量」という。)の分布とその時間的变化

(2) 第1段階モニタリング

特定事象発生事業所の周辺地域住民の避難・屋内退避等及び飲食物対策を含む防護措置の必要性を判断するために、迅速性を優先して当該事業所の近隣地区を重点的に行う。その際、住民の被ばくに大きく寄与する放射性物質等を優先してモニタリングし、評価するよう配慮する。

ア 測定項目

- (ア) 空間放射線量率（ガンマ線及び中性子線）
- (イ) 大気中放射性ヨウ素濃度
- (ウ) 必要に応じて、その他の放射性物質（ウラン、プルトニウム等）の大気中濃度
- (エ) 環境試料（飲料水、葉菜、原乳）中の放射性ヨウ素の濃度
- (オ) 必要に応じて環境試料（飲料水、葉菜、原乳）中の放射性セシウム、プルトニウム等のアルファ核種の濃度

(3) 第2段階モニタリング

第2段階モニタリングは、第1段階モニタリングに引き続き、より広範な地域について、周辺環境に対する放射性物質等の全般的影響を評価し、確認するために行う。緊急モニタリングセンター長は、第2段階モニタリング実施計画を作成し、各モニタリング班に対して、当該計画に基づくモニタリングを実施するよう指示する。

ア 測定項目

- (ア) 空間放射線量率（ガンマ線及び中性子線）
- (イ) 大気中の放射性物質濃度
- (ウ) 環境試料中の放射性物質濃度
- (エ) 積算線量

第2章 災害応急対策計画

第5節 広報

1 県広報の基本方針

原子力災害対策本部長（県知事）は、事故発生時の住民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、住民への情報提供、指示の伝達及び報道機関への情報提供に関し、国、所在・関係周辺・近隣市町村、防災関係機関（指定（地方）公共機関として指定されている報道機関を含む。）及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行うものとする。

この場合、放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなく、そのまま住民や報道機関に情報を提供する。一方、住民がとるべき行動の指針（避難・屋内退避等）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないように、行政機関（災害対策本部や原子力災害合同対策協議会）が判断した後、直ちに住民や報道機関に情報を提供する。

また、広報の基本的な内容については、オフサイトセンター（国の現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会）の場等を通じて、必要に応じ調整を行う。

情報の伝達手段は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、茨城県民全体を対象として広報を行うこととする。

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障がい者、外国人等にも配慮し、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等の協力を得る。

2 茨城県の行う広報-----【茨城県】

原子力災害対策本部長（県知事）は、報道機関や茨城県災害ヘリコプター等の手段を用いて、適切な広報に努めるとともに、災害対策本部会議後の記者会見等を通じて災害状況の伝達を図る。茨城県により行われた広報は、茨城県内の全市町村に伝達されるため、市は、県の公報の内容を収集・整理した上で、市民への広報に役立てるものとする。

3 石岡市の行う広報-----【石岡市(総務部)】

- (1) 市長は、予め作成する広報文例に従い、市の状況に応じ次の事項について広報を行うものとする。
- ア 事故の状況及び環境への影響とその予測
 - イ 国、県、市及び防災関係機関の対策状況
 - ウ 住民のとるべき行動の指針及び注意事項
 - エ 避難のための集合場所及び避難場所
 - オ その他必要と認める事項
- なお、市が所管業務に係る対策のために行う広報の内、情報の混乱防止上必要なものについては、本部長（県知事）と連絡、調整の上、行うものとする。
- (2) 市長は、防災行政無線、ホームページ、広報車及び立看板等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。

4 原子力事業者の行う広報-----【原子力事業者】

原子力事業者は、事故の状況、自ら行う応急対策の実施状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行うものとする。

5 事故の各段階に応じた広報-----【石岡市(総務部)、茨城県、原子力事業者】

- (1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行う。
- ア 事故発生時
 - イ 特定事象発生時（石岡市災害対策本部設置時）
 - ウ 防護対策区域設定時
- また、次に掲げる場合等には適宜その内容を広報するとともに、定期的な広報に努める。
- ア 事故等の状況変化があった場合
 - イ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
 - ウ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合
- (2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。
- ア 事故の状況、国、県、市の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、住民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。
 - イ 住民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める指示等を行う場合には、確実に伝達するため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。

(3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

ア 事故発生後，初期の段階

「落ち着いて，指示を待つことが重要」ということに重点を置く。

イ 住民に具体的な行動を求める段階

(ア) 対象となる地域名，とるべき行動を具体的に示し，あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に，重点的な広報を行う。

(イ) 避難・屋内退避等に際し，自家用車の使用による交通事故の誘発や交通渋滞中による被ばくを回避するため，自家用車の使用抑制を強く呼びかける。

(ウ) 対象地域外では，対象地域でないことを明確にした上で，協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。

ウ 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合

(ア) それぞれの措置の相違を具体的に説明する。

(イ) それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し，地域に応じた広報を行う。

エ 避難所等における広報

退避所，集合場所，避難所等においては，情報不足によるパニックを回避するため，定期的に情報を提供する。

第2章 災害応急対策計画

第6節 避難・屋内退避等

1 避難・屋内退避等の基本方針

(1) 避難・屋内退避等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「自宅等への屋内退避」、「避難」又は「コンクリート屋内退避」措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置についての指標は次のとおりとする。

表 10-2-6-1 避難・屋内退避等の指標

屋外にいる場合に予測される被ばく線量(予測線量) (mSv)		防護対策の内容 ^{注1)}
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量	
10~50	100~500	住民は自宅等の屋内へ退避。その際、窓を閉め気密性に配慮。但し、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、災害対策本部の指示により避難する。
50以上	500以上	住民はコンクリート建屋の屋内に退避又は避難。 ^{注2)}

注1) 防護対策の内容は以下のとおり。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つしゃへい効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「コンクリート屋内退避」：原則として住民が短時間で退避できる範囲にある放射線防護効果のより高いコンクリート構造の建屋内に退避する。

「避難」：原則としてコンクリート屋内退避所を集合場所として、放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

注2) 外部被ばくによる実効線量が50mSv以上、内部被ばくによる等価線量(放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量・ウランによる骨表面又は肺の等価線量・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量)が500mSv以上の場合には、原則、避難の措置を講じる。但し、原子力発電所等の放射性物質放出事故であって直ちに避難する住民等が避難中に被ばくする可能性が高いと判断される場合には、一時的にコンクリート屋内退避の措置を講じ、その後、事故発生事業所の近傍から順次避難を実施する。

(2) 避難・屋内退避等の対応方針

ア 原子力発電所等の放射性物質の放出の態様に対する避難・屋内退避等の対応方針

(ア) 原子力発電所等で事故が発生し、放射性物質が環境中に放出される事態となった場合、その放出態様には多様性がある。そのため、住民に対して避難・屋内退避等の防護措置を実施する際は、各地域毎に予測線量を上表に示す指標との比較だけでなく、予測される放射性物質の放出開始までの時間及び放出継続時間等も踏まえて対応するものとする。

(イ) 市は、国及び茨城県による SPEEDI ネットワークシステムによる予測線量の予測結果をもとに、避難・屋内退避等の措置の必要性を検討・協議する。

a 避難対象地域の外側にある避難所に徒歩等で移動できる地域(徒歩で数十分程度)の住民等は、避難所に徒歩等で移動する。

- b それ以外の住民等は、予め指定する集合場所へ徒歩等でいったん移動し、そこから市が手配する搬送車両により避難所へ移動する。但し、直ちに避難をすると住民等が避難中に被ばくする可能性が高いと判断される場合（放射性物質が一時的に大量に放出される場合など）には、一時的にコンクリート屋内退避又は自宅等への屋内退避の措置を講じ、その後、事故発生事業所の近傍から市町村が手配する搬送車両により順次避難を実施する。
- c 事故の状況や風向に応じて、予め定める「避難計画等の基本型」を柔軟に応用して対応するものとする。なお、避難・屋内退避等の措置の判断に必要な情報が得られない状況が長く続く場合には、住民心理を考慮して、ある程度の範囲の地域に対して、念のための予防的措置として、避難・屋内退避等を講じることも検討する。

イ 事故発生事業所から避難等の要請があった場合の対応-----【石岡市(総務部)】

- (ア) 市は、オフサイトセンターが立ち上がる前の初期段階において事故発生事業所からの避難等の要請があった場合には、これに従い直ちに避難等の措置を講じる。
- (イ) これと並行して、市は、直ちに事故発生事業所等や専門家と協議し、必要に応じ当初の避難等の措置を修正する。

2 防護対策区域の指定及び避難・屋内退避等の実施の指示等

(1) 防護対策区域の指定-----【石岡市(総務部)】

市は、茨城県地域防災計画で指定される所在・関係周辺市町村ではないが、原子力災害発生時には、独自の判断又は国の指導、助言若しくは指示に基づき、予測線量が表 10-2-2 の指標の各欄に掲げる線量に達し、又は達する恐れのあると予測される地域について、「避難」、「コンクリート屋内退避」、「自宅等への屋内退避」の区域（防護対策区域）を指定する。その際、防護対策区域の設定は、事故施設を中心とした円形により防護対策区域（事故施設を中心とした円形を避難区域）を指定するものとする。

なお、防護対策区域は、行政区画上その地区・集落等を単位として扱うものとする。

(2) 石岡市長への避難・屋内退避等の実施の指示等-----【茨城県】

ア 市長への指示

本部長（県知事）は、独自の判断に基づき、防護対策区域を指定したときは、市長に通知するとともに、必要な自宅等への屋内退避、避難又はコンクリート屋内退避の措置を地域毎の住民に講じるよう指示する。その際、次の施設を使用するものとする。

- (ア) 避難所：事故発生事業所との距離、方向、道路及び交通の状況等を考慮のうえ、「避難計画等の基本型」を応用して、避難対象地域外に選定する施設
- (イ) コンクリート屋内退避所：「避難計画等の基本型」において予め指定する施設。また、当該市

町村長が住民に対し的確な広報、指示等を行えるよう適時情報を伝達する。

イ 本部長（県知事）は、市町村の区域を越えて避難又はコンクリート屋内退避を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、防護対策区域の市町村長を応援するよう指示する。石岡市が屋内退避施設の提供を受入れる場合、市長と本部長（県知事）が協議のうえ、防護対策区域の市町村長に対し、避難所又はコンクリート屋内退避所とすべき施設を示すものとする。この場合、市長は、茨城県の救助隊、防護対策区域の市町村長が派遣する職員等の協力を得て、避難者等の救助を実施するものとする。

ウ 避難・屋内退避等の解除

事故終息後、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会において、緊急時モニタリングの結果などを踏まえ、住民等の安全確保に関し検討・協議を行い、その結果に基づき、本部長（県知事）又は市長は、防護対策区域（避難・屋内退避等）の解除を行う。

3 避難・屋内退避等の実施方法

(1) 自宅等への屋内退避の実施方法-----【石岡市(総務部)】

市長は、必要に応じて、住民に対し、自宅等の屋内に退避し、窓を閉めるなど、必要な指示をする。

(2) 避難及びコンクリート屋内退避の実施方法-----【石岡市(総務部), 茨城県】

ア 避難所等への移動

市長は、避難及びコンクリート屋内退避の対象地域の住民に対し、「避難計画等の基本型」において、予め指定した次の施設に移動するよう指示する。

(ア) 各地区毎の住民のための避難所及びコンクリート屋内退避所

(イ) 避難所又はコンクリート屋内退避所に徒歩で移動することが困難な地域の住民のための集合場所

また、市長は、住民の移動に際し、携行品は最小限にとどめ、原則として住民各自の行動により、自家用車を使用せず徒歩等で移動するよう、指示するものとする。

イ コンクリート屋内退避所等からの搬送

その後、市長は、さらに次の措置を講ずる。

避難対象地域内にあるコンクリート屋内退避所等に移動した住民に対しては別に指定する避難所へ、コンクリート屋内退避対象地域内にある集合場所に移動した住民に対しては予め指定したコンクリート屋内退避所へ、所在・関係周辺市町村長が手配する車両により搬送を行う。

ウ 留意事項

(ア) 市長は、避難及びコンクリート屋内退避の措置を講じるにあたっては、乳幼児、児童、妊婦及

びその付添人を優先するとともに、避難行動要支援者にも十分配慮し、必要に応じて車両による搬送等の措置を講ずるものとする。

- (イ) 市長は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、本部長に対し応援を要請するものとする。
- (ウ) 市長は、避難及びコンクリート屋内退避の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、住民に対する避難所等への移動の指示、誘導及び避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑、迅速に行う。
- (エ) 市長は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、住民の避難又はコンクリート屋内退避を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。
- (オ) 市長は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の収容・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者及びコンクリート屋内退避者に係る情報の早期把握に努め、本部長あて報告するものとする。
- (カ) 市長は、本部長（県知事）と連携し、住民の安否情報の提供等に資するため、各地区毎の住民の最終的な収容施設の所在等について、幅広く広報を行う。

エ 協力要請

- (ア) 市長は、市のみでは十分な避難活動が困難であると認めた場合、本部長（県知事）に対して援助を要請するものとする。
- (イ) 市長は、車両による避難活動が困難であると認めた場合、本部長（県知事）に対して県防災ヘリの要請を行うか、自衛隊に対してヘリコプターの出動を要請するよう連絡するものとする。

4 飲食物、生活必需品等の供給-----【石岡市(総務部)】

- (1) 市長は、避難所、コンクリート屋内退避所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合には本部長（県知事）及び近隣の市町村長に協力を要請する。
- (2) 市長は、他市町村からの避難民を受入れた場合は、予め締結している応援協定に従って、飲食物や生活必需品の供給を行うものとする。

5 交通規制・警備等-----【石岡市(総務部)】

- (1) 市長は、市域が原子力災害の危険に曝されたと認める場合は、独自の判断又は本部長（県知事）の指導・助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定するものとする。
- (2) 県内で発生した原子力事故により、広域的な交通規制及び警備体制がとられた場合は、茨城県原子力災害対策本部及び県警本部の指示の下、交通規制及び警備体制に協力するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第7節 緊急被ばく医療

1 緊急被ばく医療の体制-----【石岡市(保健福祉部), 茨城県】

原子力災害時には、事故発生事業所周辺の住民及び当該事業所従業員等の内、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者のほか、事故発生事業所での負傷者及び原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等の医療体制を設ける。

緊急被ばく医療は、次の3段階により行うものとする。

(1) 初期被ばく医療

救護所の医療救護班、原子力事業所の医療施設及び当該医療の一部又は全部を担える医療機関等が実施する。救護所の医療救護班は、スクリーニングチーム、一次診断除染チーム及び救護チーム（健康相談チームを兼ねる。）を編成する。

(2) 二次被ばく医療

茨城県原子力医療センターにおいては水戸医療センターが、茨城県放射線検査センターにおいては茨城県立中央病院が実施する。その他、当該医療が担える医療機関でもその一部を実施する。

(3) 三次被ばく医療

放射線医学総合研究所及び当該医療を担うネットワーク組織医療機関に搬送して実施する。なお、市は原子力施設から比較的遠隔にあるため、緊急被ばく者の生じる可能性は極めて低い。したがって本計画では、主に市内の医療機関による応援受入体制に関して計画を策定するものとする。

ア 医療機関の協力

医療機関は、医療対策班長又は茨城県医師会より依頼があった場合は、一般傷病者の受入等の協力を行う。

イ 本部長（県知事）は、原子力災害発生時の医療活動を一元的に行うため、本部に茨城県保健予防課長を長とする緊急医療センターを設置する。緊急医療センターの組織・運営に関しては、茨城県地域防災計画に詳しいが、市内の各医療機関及び医療担当者は、緊急医療センターによる派遣依頼や傷病者等の受入要請に対応できるよう体制づくりに努めるものとする。

ウ 救護所の設置

市は、緊急医療センター長より救護所の設置要請があった場合は、適地の選定等、直ちに受入体制を整えるものとする。

なお、救護所の運営は、緊急医療センターによるものとする。

2 緊急被ばく医療措置-----【茨城県】

緊急被ばく医療措置は、対策本部の事務として行う。緊急被ばく医療措置の内容に関しては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

第2章 災害応急対策計画

第8節 飲食物等に関する措置

本部長（県知事）は、緊急時モニタリング等の結果に基づき、飲料水、食料等について、放射性物質の濃度が一定の基準を超え、又はその恐れがあると認められる場合は、国の指導・助言又は指示に基づき、速やかに次の措置を講ずるものとする。

市は、原子力施設から比較的遠隔にあるため、茨城県地域防災計画における措置対象自治体（所在・関係周辺市町村）となっていないが、市内の放射性物質濃度が国の定める基準を上回った場合は、所在・関係周辺市町村と同様の措置をとるものとする。

なお、オフサイトセンターが立ち上がった後、同センターの原子力災害合同対策協議会において、飲食物等に関する措置について協議し、当該措置について結論を得た場合には、国から茨城県への指示、又は本部長（県知事）から所在・関係周辺市町村長への指示があったものと見なすものとする。

1 飲料水に関する措置-----【石岡市(総務部,生活環境部,水道事業所)】

市長は、市内の放射性物質濃度が表 10-2-2 の基準を超えた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講じるよう指示する。

2 食料等に関する措置-----【石岡市(生活環境部)】

市長は、市内の放射性物質濃度が表 10-2-2 の基準を超えた場合は、市民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう指示するものとする。

3 飲料水及び食料等の供給-----【石岡市(生活環境部),湖北水道企業団】

市長は、市内の住民及び団体等に対し、飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置を指示したときは、周辺関係市町村及び防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努める。

第2章 災害応急対策計画

第9節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣

原子力事故の発生時にあって、市域が原子力災害の危険に面していると認められる場合、市は、次の要領により原子力防災要員の派遣を受け、防災対策にあたるものとする。

1 原子力防災要員等の石岡市への派遣-----【原子力事業者】

原子力事故が発生した原子力事業者は、次の各段階において原子力防災要員等を、石岡市に派遣し、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うものとする。

なお、事故発生事業所において原子力防災要員等が不足する場合には、他の原子力事業所との協力により、他の原子力事業者の原子力防災要員等を派遣することにより、対応するものとする。

(1) 特定事象発生時の対応

原子力事業者は、原災法第10条第1項に規定する特定事象が発生し、かつ市域が原子力災害の危険に面していると認められる場合、石岡市へ原子力防災要員等を派遣する。派遣された原子力防災要員等は、事故状況、応急措置等に関する説明を行うとともに、市が実施する住民の防護対策等の緊急事態応急対策等の立案への参加や広報（住民問合せ窓口を含む。）への協力などの業務を実施する。

(2) 住民避難等への対応

原子力事業者は、市が避難及びコンクリート屋内退避の指示を行った場合、原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、避難所及びコンクリート屋内退避所において事故状況、応急措置等に関する説明など住民に対する広報を行う。

第2章 災害応急対策計画

第10節 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

緊急時の輸送に当たっては、本部長（県知事）の調整により以下の順で行う。

- 第1順位 人命救助，救急活動に必要な輸送，国の現地対策本部長，茨城県及び所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など
- 第2順位 避難者の輸送，災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員，資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

- (1) 救助・救急活動，医療・救護活動に必要な人員，資機材
- (2) 避難者等の搬送
- (3) 国の現地対策本部長，茨城県，所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等，災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員，原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員），国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む），緊急モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- (4) コンクリート屋内退避所，避難所を維持，管理するために必要な人員，資機材
- (5) 一般医療機関，二次被ばく医療機関，三次被ばく医療機関へ搬送する一般傷病者，被ばく者等
- (6) 食料，飲料水等生命の維持に必要な物資
- (7) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立-----【石岡市(各部), 茨城県】

緊急輸送体制の確立は，本部長（県知事）が災害対策の事務として行う。市は，市域が原子力災害の危険下に無かったとしても，茨城県原子力災害対策本部の指示又は独自の判断に基づき，緊急輸送体制の確立に協力するものとする。

第 2 章 災害応急対策計画

第 11 節 関係機関等への協力要請

国，茨城県，市町村及び関係機関等は，相互に協力し，応急対策活動を円滑に実施するものとする。
防災関係機関等への協力要請事項をまとめると以下のとおりである。

1 防災関係機関等への協力要請-----【石岡市(各部)，茨城県】

本部長（県知事）は，支援・研修センターと連携のもと，国，所在・関係周辺市町村及び関係機関等の長に対し応急対策活動を円滑に実施するため協力を要請する。市及び市内の各機関は，要請に対して対応できる体制づくりに努めるものとする。

なお，本部長（県知事）の協力要請に関して，市ないし市域の各機関に関連のあるものは次のとおりである。

(1) 事故発生時（応急対策が必要と判断した場合）

防災関係機関等に対する活動準備要請

(2) 避難・屋内退避等実施時

関係機関等に対し，広報，要員・資機材の配備，避難誘導及び避難者の緊急搬送等への協力要請

(3) 緊急被ばく医療実施時

ア 社団法人茨城県医師会長に対し，緊急被ばく医療への協力要請

イ 消防機関に対し，被ばく者搬送の支援要請

ウ 関係機関等に対し，放射線測定用資機材等の提供要請

(4) 緊急輸送実施時

ア 運輸機関等に対し，人員，車両等の派遣等の支援要請

2 広域的な応援要請-----【茨城県，茨城県警察本部】

本部長（県知事）は，事故の規模や収集した被害情報から判断し，必要があれば所在・関係周辺市町村以外の市町村や，関係 14 都道府県で締結された「原子力災害時の相互応援に関する協定」を活用するなどして関係都道府県等に対し，災害応急対策要員の派遣，資機材の提供等の応援を指示し，又は要請する。

また，本部長（県知事）は，必要に応じて，消防庁に緊急消防援助隊の派遣要請を行うものとする。

県警察本部長は，必要に応じて，他の都道府県警察広域緊急救助隊の派遣要請を行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第12節 避難行動要支援者対応

1 広報-----【石岡市(総務部),茨城県】

本部長(県知事)は、視聴覚障がい者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。

また、外国人からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

市においても、必要に応じて相談窓口等を開設し、避難行動要支援者の個別的な相談に応じるとともに、県の相談窓口をあっせんする等の事務を行う。

2 避難・屋内退避等

-----【石岡市(総務部,保健福祉部),社会福祉施設等管理者,自主防災組織等】

- (1) 市長は、必要に応じて、避難行動要支援者に対して車両による搬送、受入体制の充実している施設への搬送等の措置を構ずるものとする。その場合、自主防災組織の協力を得るほか、茨城県災害対策本部の機動班、警察、自衛隊等の関係機関やその他の原子力事業所へ協力を要請する。
- (2) 市長は、社会福祉施設等管理者から避難・屋内退避等についての援助要請があった場合は、関係機関、自主防災組織等と協力してこれにあたるものとする。
- (3) 社会福祉施設等管理者は、入所者等の避難誘導等を行うとともに、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設等に対し応援を要請するものとする。
- (4) 市長は、必要に応じて、自主防災組織、ボランティア及び地域ケアシステムの在宅ケアチーム等により、避難所等の避難行動要支援者に対して、巡回により保健福祉等の各種サービスを提供する。また、必要に応じて、精神医学等の専門家、ボランティアの協力を得て、避難行動要支援者の心のケア対策を実施するものとする。
- (5) 市長は、避難所等の外国人に対し、語学ボランティア等の協力を得て、定期的な情報提供に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第13節 防災業務関係者の防護対策

1 防災業務関係者の安全確保-----【石岡市(総務部), 防災関係機関】

市ないし各機関の責任者は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策-----【石岡市(総務部), 防災関係機関】

- (1) 市ないし各機関の責任者は、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、ヨウ素剤の配備等及び必要な措置をとるよう指示するものとする。
- (2) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じる恐れがある場合には、市ないし各機関の責任者は、業者より調達を行うほか、県に調達の要請を行うものとする。

3 防災業務関係者の被ばく管理-----【石岡市(総務部), 防災関係機関】

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、本部長(県知事)に対して被ばく管理の援助・応援を要請するものとする。
- (2) 市ないし各機関の責任者は、応急対策を行う職員の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、茨城県、他市町村、原子力事業者及び支援・研修センター等と相互に密接な情報交換を行うものとする。